システムデバイスロードマップ委員会

法人委員関連会社に関する細則

応用物理学会シリコンテクノロジー分科会システムデバイスロードマップ委員会の法人関連会社に関する細則を次の通り定める。

第1条（目的）

本細則は、システムデバイスロードマップ委員会（以下SDRJと称する）において、法人委員関連会社の範囲を定め、法人委員関連会社に所属する者のSDRJへの参加する際の要件を定めることを目的とする。

第2条（法人委員関連会社の定義）

本細則において、法人委員関連会社とは以下のいずれかの要件に該当する会社または団体のことである。

1. （子会社）SDRJの法人委員が直接または間接的に全議決権を所有している会社または団体
2. （親会社）SDRJ法人委員の全議決権を直接または間接的に所有している会社または団体

第3条（法人関連会社からSDRJへの参加）

SDRJの運営委員会の承認があれば、法人委員関連会社は、法人委員と同等の条件でSDRJが主催する研究会、ワークショップなどに法人委員関連会社に所属する者を参画させることができる。

附則　本規程は2017年10月23日より施行する。

改訂履歴：

2017年10月23日　制定